

1. 関係法令の周知徹底

- 今国会で成立した、改正労働者派遣法、若者雇用促進法、女性活躍推進法の円滑な施行のための周知啓発の徹底
- 労働契約法の無期転換ルールやその特例の周知啓発の徹底、パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の確保、男女雇用機会均等法に基づくセクシュアルハラスメント・妊娠出産等による不利益取扱いの防止等の周知・徹底

2. 正社員転換等に向けた支援①

(1) ハローワークによる正社員就職の実現

- 正社員求人確保に取り組み、正社員就職の実現を加速
- フリーター女性に配慮したキャリア・コンサルティングの実施、団塊ジュニア世代を対象とする相談窓口の設置

(2) 正社員実現に取り組む事業主等への支援

- 「キャリアアップ助成金」の拡充による派遣労働者等の正社員転換、「多様な正社員」を新たに導入しようとする企業に対するコンサルティングやセミナー等の支援、人材育成の促進
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練等の促進
- トライアル雇用奨励金によるフリーター・ニート等の正社員就職の実現

2. 正社員転換等に向けた支援②

(3) 派遣労働者の直接雇用・正社員化促進

- 派遣先に対する正社員応募機会の提供の義務づけ等必要な法制上の措置
- 派遣先が派遣労働者を正社員雇用する場合の『キャリアアップ助成金』を拡充（1人当たり80万円支給）
- 派遣先に直接雇用される際のルールを派遣契約に定めるよう措置・周知啓発
- 経過措置期間中の専門26業務で働く派遣労働者の無期転換・正社員化に向けた支援
- 労働契約申込みみなし制度の円滑な施行。経過措置期間中の専門26業務で働く派遣労働者に対する「労働契約申込み義務制度」の適用について周知啓発。

(4) スキルアップ・ステージアップの支援

- 就業経験等に応じた公的職業訓練、地域のニーズに応じた成長分野で求められる人材育成の推進
- 子育て女性等に対するマザーズハローワーク事業による就職支援
- 非正規雇用労働者の育児休業中の能力アップに向けたキャリアアップ助成金の活用促進
- 中長期的なキャリア形成を支援する教育訓練給付制度の活用促進

3. 待遇改善に向けた支援①

(1) 働きに見合った処遇改善の推進

- 経済の好循環実現に向け、
 - ・ 処遇改善に向けた「キャリアアップ助成金」の活用促進
 - ・ パートタイム労働法に基づく均等・均衡待遇の確保
 - ・ 最低賃金について幅広い周知を図るとともに、的確な監督指導を行う。また、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための取組を支援。
- 労働保険未手続事業者に対する対策を引き続き推進するとともに、雇用保険被保険者資格取得届未提出事業者に対する対策を推進する。

3. 待遇改善に向けた支援②

(2)いきいき働ける職場環境の実現に向けた雇用管理の改善

- 期間雇用者の育児休業取得を促進するため、「期間雇用者の育児休業取得促進プログラム」を実施
⇒ プランナーが中小企業を訪問し育休復帰支援プランの策定支援を行うとともに、当該プランを策定し代替要員の確保等を行う事業主に対して助成金を支給する（期間雇用の場合10万円の加算）ことにより、期間雇用者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰を促進する。
- セクシュアルハラスメント・妊娠出産等による不利益取扱いが起らない職場環境づくりの推進
⇒ 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」）について、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、着実な男女雇用機会均等法等の施行と未然防止の徹底を図る。
- パワーハラスメント等の予防・解決に向けた環境整備
⇒ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成を図るため、「パワハラ対策導入マニュアル」を用いた企業・労使の取組を促進するとともに、啓発用ホームページ等による周知啓発を行う。
- 「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」を実施し、表彰企業事例集を作成・活用することでパートタイム労働者の活躍に向けた事業主の取組の底上げを図る。また、一人ひとりの生活に応じた働き方を可能にする「短時間正社員制度」の導入・定着を進める。
- 人材不足分野における雇用管理改善モデルの構築を行うとともに、職場定着支援助成金を通じ、「魅力ある職場づくり」を推進